# 堺市立こどもリハビリテーションセンター 指 定 管 理 者 申 請 要 項

平成30年7月

堺市

# 目 次

I	事業内容に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	1. 施設の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 指定管理者が行う業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3. 管理運営の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4. 指定期間(予定) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	5. 自主事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	6. 管理運営経費等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	7. 利用料金等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	8. 管理の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	9. 基本事業計画書及び年度事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	10.リスク(責任)分担について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	11. 保険加入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	12.業務の第三者への委託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	13.市の指示等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	14. モニタリング等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	15. 管理運営業務の報告 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	L C
	16. 管理運営業務の継続が困難になった場合の措置 ・・・・・・・ 1	l 1
	17. 引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	l 1
	18. 管理運営業務に関する評価・・・・・・・・・・・・・・ 1	l 1
$\coprod$	申請に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	2
	1. 申請及び選定のスケジュール ・・・・・・・・・ 1	1 2
	2. 申請資格等 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 2
	3. 欠格事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 2
	4. 選定対象除外 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
	5. 申請手順 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
Ш	提出書類に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 14	1
	1. 提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 4
IV	選定及び指定に関する事項 ・・・・・・・・・・ 15	,
	1. 選定審査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	l 5
	2. 評価項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 6
	3. 選定結果の通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 6
	4. 指定管理者の指定等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 6
	5. 協定に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 6
V	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・ 17	7
	1. 注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 7
	2. 添付資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	L 7

# はじめに

堺市立こどもリハビリテーションセンター(以下「センター」という。)は心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、その子どもの豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置されている施設です。

平成15年6月の指定管理者制度に関連する地方自治法の一部改正に伴い、平成16年4月1日から、 指定管理者による管理運営を実施しており、5年ごとに指定管理者の選定を行っています。

つきましては、平成31年4月から管理運営に関する業務を行う指定管理者の選定にかかる申請手続きを、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定、堺市立こどもリハビリテーションセンター条例(以下「リハセン条例」という。)第12条の規定に基づき行います。

# I 事業内容に関する事項

- 1. 施設の概要等
- (1) 名 称 堺市立北こどもリハビリテーションセンター
  - ・堺市立第1もず園
  - ・堺市立第2もず園
  - ・堺市立もず診療所
  - ①場 所 堺市西区上野芝町2丁4番1号
  - ②沿 革 昭和46年 大阪府立百舌鳥学園が現在地に移転

平成12年 大阪府より移管され堺市立百舌鳥学園に名称変更

平成15年 堺市立百舌鳥学園を堺市立第2もず園に名称変更 同敷地内に堺市立第1もず園及び堺市立もず診療所を開設し、施設名 を堺市立北こどもリハビリテーションセンターに変更

平成31年 堺市立第2もず園と堺市立えのきはいむを統合(予定)

③施設規模 構 造:鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建

敷地面積: 5, 726. 80㎡ 延床面積: 5, 609. 20㎡

- ④施設内容 1 F:大集会室、研修室、保育室・指導訓練室(10)、木工室、カームダウンルーム、記録室、観察室、トイレ指導室、浴室、職員室、相談室、静養室、医務室、準備室、倉庫、調理室、配膳室、ランチルーム、更衣室、第2調理室、印刷室、消火ポンプ室
  - 2 F:作業療法室、会議室、理学療法室、言語療法室、ADL室、準備室、授 乳室、遊戯療法室、診察室、受付、薬品庫、レントゲン室、医局、脳波 検査室、衣類保管室、医療倉庫、倉庫、保護者控室、観察室、メンテス タッフ室、可動書架、個別相談室・相談室、発達相談室、木工室、トイ レ指導室、保育室・指導訓練室(7)、生活訓練室、遊戯室、プール用 脱衣場、保護者控室、授乳室、カームダウンルーム、更衣室、書庫、屋 上、屋上プール

地下1 F:駐車場、消火ポンプ室、受水槽室

共用部分: 玄関、ロビー、エレベーター、階段室、廊下、給湯室、トイレ、多機能 トイレ、こども用トイレ、渡り廊下

- (2) 名 称 堺市立南こどもリハビリテーションセンター
  - ・堺市立第1つぼみ園
  - ・堺市立第2つぼみ園
  - ・ 堺市立つぼみ診療所
  - ①場 所 堺市南区城山台5丁1番4号
  - ②沿 革 平成 6年 堺市立第1つぼみ園、堺市立第2つぼみ園、堺市立つぼみ診療所が開 設され、施設名を堺市立こどもリハビリテーションセンターとする

平成15年 堺市立北こどもリハビリテーションセンター開設に伴い、堺市立南こ どもリハビリテーションセンターに名称変更

③施設規模 構 造:鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建

敷地面積: 5, 871. 38㎡ 延床面積: 5, 575. 95㎡

④施設内容 1 F:大集会室、集会室(2)、保育室(7)、観察室、トイレ指導室、シャワー室、浴室、職員室、調理室

2 F:作業療法室、運動療法室、言語療法室、診察室、予診室、受付、薬局、 X線撮影室、検査室、機械室、更衣室、ボランティア室、保護者控室、 倉庫、施設長室、事務室、書庫、遊戯室、観察室、ADL室、心理判定 室、相談室

3 F:研修室、会議室、倉庫、印刷室、メンテスタッフ室、医局、センター長 室、事務室、理事長室

4 F:機械室

地下1 F:機械室、自家発電機室、電気室、ポンプ室

共用部分:ホール、ロビー、エレベーター、階段室、廊下、給湯室、トイレ、こど

も用トイレ

屋外:訓練器具製作室、倉庫、立体駐車場

# 2. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細は別添の「堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 施設の管理運営に関する業務
- (2) 児童発達支援センターに関する業務
- (3) 地域支援に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務

### 3. 管理運営の基本的な考え方

指定管理者はセンターを管理運営するに当たり、次の各項目に留意してください。

- (1) リハセン条例第1条に掲げる設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利 あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理運営業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理運営業務を行い、経費の縮減に努めること。

- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。

### 4. 指定期間(予定)

指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を予定しています。 この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

### 5. 自主事業

指定管理者は施設の設置条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務(指定管理業務)に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

### 6. 管理運営経費等

### (1) 会計年度

センターの管理運営にかかる会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

### (2) 指定管理料の支払い等

センターの管理運営に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中毎年度、市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

収支計画書においては、あらかじめ想定される税制変更等による支出の増減は見込んだ上で提示 してください。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の事業計画書(企画提案書)等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、センターの管理に係る指定管理料の本市としての指定管理期間の各年度の積算額は下記の とおりです。 (単位:円、税込)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
698, 600, 000 円	706, 500, 000 円	714, 500, 000 円	722, 600, 000 円	730, 700, 000 円

収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。また、指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「8%」としてください。指定期間中に消費税率が引き上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

(単位:円、税込)

### <参考>平成26年度から平成30年度までの指定管理料

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(予算)
626, 120, 000 円	676, 727, 000 円	700, 141, 000 円	698, 704, 000 円	673, 994, 000 円

# (3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払い時期、支払い方法は協定で定めます。

### (4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理運営業務に必要な一切の経費が含まれます。

### ①人件費

# ②管理費(保守管理費、消耗品費、修繕料、光熱水費等)

※施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。

ただし、施設・設備・器具・備品の大規模な補修(1件あたり30万円を超えるもの)については、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

### (5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、児童発達支援センター等の利用料金が指定管理 者の収入となります。

<参考>平成26年度から平成30年度までの利用料金収入

(単位:円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(予算)
448, 769, 517 円	480, 424, 818 円	464, 270, 252 円	466, 282, 998 円	461, 320, 000 円

### (6) 自主事業の実施にかかる経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。

### (7) 目的外使用許可物件の経費の取扱い

堺市立南こどもリハビリテーションセンターにおいて目的外使用許可物件等は以下のとおりです ので、これらの継続を前提として事業・収支計画を作成してください。

なお、自動販売機、電信柱及び共架柱の使用料については市が、目的外使用許可を受けた団体から徴収しますが、自動販売機にかかる光熱費については、指定管理者が設置者に請求してください。

また、事務室にかかる光熱水費及び電話使用料等については、施設全体の使用量を使用面積で按 分した金額(電話使用料においては、施設全体の回線数を使用回線数で按分した金額)を、市が目 的外使用許可を受けた団体から徴収します。

①特定非営利活動法人堺障害者団体連合会

飲料水自動販売機の設置(1台)

② 関西電力株式会社

電信柱(本柱)6本、支線1本

③ 株式会社ケイ・オプティコム

共架柱(5本)

④ 社会福祉法人堺市社会福祉事業団

事務室 (87.48㎡)

### (8) 経理事務

- ① 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。
- ②自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

# 7. 利用料金等

### (1) 利用料金制の採用

センターはリハセン条例第16条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、 利用者が施設の使用にかかる料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。

利用料金の額はリハセン条例第6条、第8条で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

### (2) 利用料金の減免

指定管理者は、リハセン条例第16条第4項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を 減額し、又は免除することができます。

現在の減免の基準は別紙のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等は行いません。

利用者が、市長が定める基準に従い、施設使用料等の全部又は一部の減免申請を行う場合、指定管理者は利用者に対して手続きの説明を行ってください。

### (3) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額は市場 価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該事業に係る 利用料金を指定管理者に支払う(利用料金として計上する)こととなります。

### 8. 管理の基準

### (1) 関係法令の遵守

センターの管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ①地方自治法及び地方自治法施行令
- ② 社会福祉法
- ③ 児童福祉法
- ④ 医療法
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ⑥発達障害者支援法
- ⑦労働基準法その他の労働関係法令

- ⑧ 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例
- ⑨ 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則
- ⑩堺市個人情報の保護に関する条例
- ⑪その他関連法令・要綱・要領・通知等

### (2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日はリハセン条例第17条第1号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、事業計画書(企画提案書)において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めていただきます。

なお、現在の開館時間等は次のとおりとなっています。

- ① 開館時間
  - ・月曜日~金曜日 午前9時から午後5時30分まで
- ② 休館日
  - ・日曜日及び土曜日
  - ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - ・12月29日から翌年1月3日まで

### (3) 守秘義務

指定管理者は、リハセン条例第17条第3号の規定を遵守しなければなりません。

### (4) 個人情報の保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条並びに「個人情報取扱特記事項」(別紙1)の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

また、指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に 準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規定のモデル規定は別 紙2及び別紙3のとおりです。

なお、指定管理者(指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。)の従業員(従業員であった者を含む。)による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第56条又は第57条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者(指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。)である法人等に対しても罰則の適用があります。

### (5)情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の規定を遵守し、管理運営に関して保有する情報の公 開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨にのっとり、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙4及び別紙5のとおりです。

# (6) 文書管理

指定管理者には、センター等の管理運営業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成 して適正に管理していただくとともに、市が指示する期間当該文書を保存していただきます。

また、指定期間の満了時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。

ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

### (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領(平成28年3月策定)を踏まえ、適切に対応することとします。

### (8) 市の施策との整合・協力

### ①障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

### ②市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や 地元住民の雇用等に努めることとします。

### ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

### ④ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組 の推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入)の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

### ⑤ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行(平成24年10月1日)に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨にのっとり、適正な施設の管理運営に努めることとします。

### ⑥ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取 組が求められますので、それらの取組に積極的に協力してください。

# 9. 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、申請に際し提出した事業計画書(企画提案書)をもとに、市と協議調整を行い、管理

運営業務に関して、次の事項を内容として基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して 承認を受けることとします。

### (1)管理運営方針

- ・人権尊重への配慮に関する考え方
- ・就職困難者の雇用等の方針
- ・障害者等への配慮
- ・環境方針 (環境への配慮)
- ・管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- 第三者への業務の委託計画
- 休館日、開館時間
- ・利用料金の考え方
- ・目標設定と目標達成の方策
- (2) 職員配置(法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付)
  - ・職員名簿(雇用形態を含む)
  - ・職員の研修計画(人権研修を含む)人材育成計画
  - ・障害者、高齢者等の採用計画

### (3) 経営状況等

- 収支計画
- ・経費削減についての考え方
- ・ 管理運営の実績
- (4) 利用者等への配慮
  - ・個人情報の保護方針及び保護措置
  - ・情報公開方針(利用者への情報提供)、広報計画
  - ・モニタリング計画(利用者意見の聴取等)と管理運営業務への反映
  - ・施設利用促進計画(管理運営を行う意欲等)
  - 自主事業の実施計画
  - ・サービス向上の方策
  - ・苦情、要望への対応の考え方
  - •緊急時対策
  - \*基本事業計画書(指定期間中の共通計画)

事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載。

\*年度事業計画書(年度ごとの事業委計画)

事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項 について記載(基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載)。

# 10. リスク (責任) 分担について

リスク分担の基本的な考え方は仕様書別紙2の「リスク分担表」を基本にします。なお、詳細は指定

管理者の指定後に協議を行います。

# 11. 保険加入

指定管理者は、管理運営業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠 償責任保険等に加入すること。なお、保険金額は下記のとおりとする。

### (1) 施設賠償責任保険

・指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。なお、保険金額は、てん補限度額1人1億円、1事故5億円以上とする。

### (2) 傷害保険

・指定管理者は、死亡、後遺障害200万円、入院保険金日額3,000円、通院保険金日額2,000円以上の傷害保険に加入すること。

### (3) 医療保険

・指定管理者は、センター等で利用者等が負傷した場合の治療に係る実費等について、1被害者あたり50万円以上の医療保険に加入すること。

### 12. 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、仕様書別紙1に記載している管理運営業務の一部について、あらかじめ市に書面(様式11)で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令順守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできません。また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者ならびに、暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に委託した場合は、当該委託先との委託契約書等の写しを市に提出してください。

### 13. 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。(地方自治法第244条の2第10項)
- (2) 指定管理者が(1) に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理 運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。(地方自治法第244条の2第11項)

### 14. モニタリング等

(1) 指定管理者には、管理運営業務に関する利用者の意見や要望を把握し、管理運営業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果(自己評

価を含む。)を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

### (調査項目の例)

- ① 施設の充実度
- ② 施設の利用のしやすさ
- ③職員の応対(言葉づかい、態度)
- ④利用率、利用料、利用時間
- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書により、適切に管理運営業務がなされているか、また、 設定された目標が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を 行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理運営業務の実績の確認及び評価 をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきま す。
- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者(施設関係者以外)によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

### 15. 管理運営業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)終了後、3か月以内に管理運営業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。
  - ① 収支状況
  - ② 利用料金の収入状況
  - ③ 施設の利用・事業の実施状況
  - ④ 自主事業の実施状況、収支状況、利用促進及びサービス向上の取組状況
  - ⑤ 利用者意見の聴取状況
  - ⑥ 人材育成の取組(人権研修を含む職員の研修の実施状況等)
  - ⑦ 事故、苦情及び要望の件数
  - ⑧ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
  - ⑨ 備品の状況
  - ⑩ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理運営業務の総括
  - ① その他市長が必要と認める事項
- (2) 指定管理者は、毎月終了後15日以内(②収支状況については、各四半期終了後45日以内)に 市に対し、次の事項を内容とする月例の業務報告を行うものとします。⑤~⑦に関しては、実施が あった月のみ、月例の業務報告書に添付して提出するものとします。
  - ① 施設の利用・事業の実施状況
  - ② 収支状況(四半期ごとの収支状況)
  - ③ 利用料金の収入状況

- ④ 事故、苦情及び要望の件数
- ⑤ 自主事業の実施状況
- ⑥ 職員への研修実施状況
- ⑦ 診療所での減免実施状況
- ⑧ その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。
  - ① 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
  - ② 施設の管理運営業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
  - ③ 金融機関との取引が停止となったとき
  - ④ 施設の管理運営業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき
  - ⑤ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
  - ⑥ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理運営業務に支障を きたす事態が生じたとき

### 16. 管理運営業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理運営業務の継続が困難になった場合 市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は 指定管理者が市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力等により管理運営業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責に帰すことができない事由の場合、 事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、 市は指定管理者との協定を解除及び指定の取消しできるものとします。

### 17. 引継ぎ等

- (1) 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理運営業務が終了したときは、次期管理者が適切に施設の管理運営業務を実施できるように本市もしくは、次期管理者に引き継ぐこととします。
- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に 回復して引き継ぐこととします。

# 18. 管理運営業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて

是正措置をとっていただくともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。 また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

# Ⅱ 申請に関する事項

1. 申請及び選定のスケジュール

申請及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

申請要項の配付	平成30年7月27日(金)
質問書の受付	平成30年7月27日(金)~8月7日(火)午後5時まで
質問書の回答	平成30年8月17日(金)(予定)
申請書類の受付	平成30年8月20日(月)~9月28日(金)午後5時まで
審査(書類審査・面接審査)	平成30年10月中旬(予定)
選定結果の通知	平成30年11月上旬(予定)
市議会による指定管理者の議決	平成30年12月(予定)

# 2. 申請資格等

- (1) 申請団体の資格
  - ① 申請団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。
    - ケス格事項(後掲)に該当しているものでないこと。

### 3. 欠格事項

申請書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、申請を無効とします。

なお、申請後においても、次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないことと している団体
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その 取消しの日から2年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格業者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回 避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力密接関係者に該当する団体 (適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。)
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体(法人以外の団体にあっては、その代表

者が所得税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体)

- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
  - ①破産者で復権を得ない者
  - ②法律行為を行う能力を有しない者
  - ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの 者
  - ④本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

# 4. 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 申請書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 申請に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 申請資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件申請について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、2件以上の応募を行った場合

# 5. 申請手順

(1) 申請要項等の配付

平成30年7月27日(金)から配付します。

(2) 質問書の受付

質問がある場合は、質問書(様式10)を平成30年8月7日(火)までに、持参、FAX又は Eメールで提出してください。(送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。)持参の場 合の受付は、午前9時から午後5時まで。(ただし、土日を除く。)

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、平成30年8月17日(金)を目途に回答します。

### 【質問書提出先】

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課(高層館8階)

TEL 072-228-7331 FAX 072-228-8341

Eメール koka@city.sakai.lg.jp

(3) 申請書類の受付

堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者指定申請書(様式第1号)及び必要書類を 添えて、持参してください。

# ア 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課(高層館8階)

TEL 072-228-7331 FAX 072-228-8341

### イ 提出方法及び提出期間

平成30年8月20日(月)~9月28日(金)の午前9時~午後5時まで。(ただし、土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類(Ⅲ 提出書類に関する事項を参照)を提出できなかった場合は、 前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過 した後は、受け付けいたしません。

# Ⅲ 提出書類に関する事項

### 1. 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。提出部数は、特に指定のあるものを除き、正1 部、副16部(副は複写可)の計17部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条 に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所(公開できないもの)については、あらかじめ網掛け等の処理をした上で、提出してください。ただし、 当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- (1) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者指定申請書(様式1)
- (2) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者申請書類一式(様式2)
- (3) 団体概要・役員名簿(様式3)
- (4) 指定管理者事業計画書(企画提案書)
  - ・管理の基本方針(様式4-1)
  - ・平等利用・安全の確保(様式4-2)
  - ・安定的な経営資源、財務規模、組織状況(様式4-3)
  - 事業実績(様式4-4)
  - ・利用者・利用者ニーズの把握(様式4-5)
  - ・個人情報の保護、情報公開の考え方(様式4-6)
  - ・人権尊重の考え方(様式4-7)
  - ・障害者等への考え方(様式4-8)
  - ・広報・モニタリング計画(様式4-9)
  - ・休館日、開館時間の考え方(様式4-10)
  - ・人員配置、人材育成の考え方、研修計画(様式4-11)
  - 利用料金の考え方(様式4-12)
  - ・苦情対応の考え方(様式4-13)
  - 非常時対策(様式4-14)
  - ・目標設定、目標達成の方策(様式4-15)
  - ・自主事業の実施計画(様式4-16)

- ・経費削減の考え方・方法(様式4-17)
- ・収支計画(様式4-18)
- ・市長が定める要件(障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組)(様式4-19-1~4)
- (5) 収支計画書(様式5-1)
- (6) 収支計画積算内訳書(様式5-2)
- (7) 自主事業計画書(様式6-1)
- (8) 自主事業収支計画書(様式6-2)
- (9) 障害者雇用等確認書(様式7)
- (10) 欠格事項に該当しない旨の誓約書(様式8)
- (11) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (12) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (13) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (14) 平成27年度から平成29年度の事業報告書
- (15) 平成27年度から平成29年度の収支計算書又は損益計算書
- (16) 平成27年度から平成29年度の貸借対照表
- (17) 法人の印鑑証明書
- (18) 法人等の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類 (各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。)
- (19) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類(法人の納税証明書その3の3)
- (20) 市税の納税確認の同意書(様式9)
- (21) 平成30年障害者雇用状況報告書(事業主控の写し)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。

- (22) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止を行っている場合に提出してください。
- (23) I SO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエコステージ認証書の写し

いずれかに該当する場合に提出してください。

※ (12)、(17)、(19) については、提出日において発行日から 3 か月以内のものとします。 なお、提出書類はA 4 版を原則とします。 A 4 版以外の規格を使用した場合は、A 4 版に折り込んでください。

# IV 選定及び指定に関する事項

- 1. 選定審查方法
- (1) 指定管理者の候補者は、リハセン条例第12条第3項に規定する指定の要件を基本として、別

表1の「選定基準表」に基づき、堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、申請書類の審査及び面接審査により、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 申請団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。審査において採点評価を行い、最終得点で市として求める水準かどうかの審査を行ったうえで申請団体を候補者として選定します。 面接審査の日程は、後日お知らせします。

### 2. 評価項目

指定管理者の候補者は、リハセン条例第12条第3項に規定する指定の要件等を基本として、別表1の「選定基準表」に基づき、公正かつ適正に審査し、選定します。

# 3. 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて、市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を申請された団体に、平成30年11月上旬(予定)を目途に、文書で通知します。

また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を 行います。

### 4. 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会(平成30年12月を予定)に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に関して支出した費用について、 市は補償しません。

### 5. 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定及び年度協定の主な内容(予定)は次のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 指定管理料の額、支払いに関する事項
- (3) 個人情報の保護、情報公開に関する事項
- (4) 管理運営業務の調査、立会に関する事項
- (5) 損害の負担に関する事項
- (6) 施設設備の維持管理に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (8) 管理運営業務の評価に関する事項
- (9) リスク分担に関する事項(仕様書別紙2の「リスク分担表」を基本にします。)

# (10) その他本市が必要と認める事項

# V その他

# 1. 注意事項

- (1) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 申請1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 申請書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 申請書類は市の公文書として取り扱われます。(原則として情報公開の対象となります)
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (8) 申請書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。
- (9) 書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (10) センターの管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

### 2. 添付資料

- (1) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者指定申請書(様式1)
- (2) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者申請書類一式(様式2)
- (3) 団体概要・役員名簿(様式3)
- (4) 指定管理者事業計画書(様式4-1~19)
- (5) 収支計画書(様式5-1)
- (6) 収支計画積算内訳書(様式5-2)
- (7) 自主事業計画書(様式6-1)
- (8) 自主事業収支計画書(様式6-2)
- (9) 障害者雇用等確認書(様式7)
- (10) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書(様式8)
- (11) 市税の納税確認の同意書(様式9)
- (12) 質問書(様式10)
- (13) 第三者への一部業務委託承認申請書(様式11)
- (14) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務仕様書
- (15) 堺市立こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務仕様書別紙1~2
- (16) 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例(添付資料1)
- (17) 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則(添付資料2)
- (18) センター工事一覧、修繕一覧(添付資料3)
- (19) センター備品一覧(平成30年6月1日現在保有している備品)(添付資料4)
- (20) センターに関する図面(添付資料5)
- (21) 堺市立こどもリハビリテーションセンターの利用料金の減免に関する取扱い基準(添付資料6)